

幹線補助計画の認定申請の流れ

資料2-2

以前

県で「地域間幹線系統確保維持計画」を策定し、国へ提出

1

県 ▶▶▶ 交通事業者

輸送人員等、必要なデータの提供依頼

2

交通事業者▶▶▶市町村

路線ごとに生産性広報のWGを実施

3

交通事業者 ▶▶▶ 県

必要なデータの提出

4

県 協 議 会

事務局(交通政策課)にて「地域間幹線系統確保維持計画」の案を作成し、その策定について協議。

5

県 ▶▶▶ 関東運輸局

県協議会にて承認された「地域間幹線系統確保維持計画」を国へ提出。

現行

各市町村で幹線補助系統について定めた「地域公共交通計画」の別紙を策定し、国へ提出

3

までは昨年度と同じ。

4

県 交 通 政 策 課

幹線補助計画について定めた文書を各市町村の「地域公共交通計画」の別紙案として作成。様式は昨年までの「地域間幹線系統確保維持計画」とほぼ同じ。

5

6月上旬頃を予定

県 ▶▶▶ 市 町 村

「地域公共交通計画」の別紙案を送付。市町村は必要に応じ、別紙案の内容を地域の事情に合わせて修正する*。

* 特に、項目1と18については確認が必要。

6

市町村法定協議会

「地域公共交通計画」の別紙案を法定会議に諮り、幹線補助計画が「地域公共交通計画」に組み込まれた状態にする。

7

6月末期限

市町村▶▶▶関東運輸局

市町村法定協議会にて承認された「地域公共交通計画」及び別紙を国へ提出。